

A. 歯科技工所ベースアップ支援料について (Q&A)

I 制度の概要

Q1 歯科技工所ベースアップ支援料とは何ですか。

A 令和8年度診療報酬改定において新設された評価であり、歯科技工所に所属する歯科技工士等の処遇改善、特に勤務する者の賃上げを目的として設けられた制度です。歯科技工人材の確保および歯科医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

Q2 なぜこの制度が創設されたのですか。

A 歯科技工士の減少や高齢化が進む中で、歯科技工人材の確保が歯科医療提供体制の維持にとって重要な課題となっているためです。歯科技工士の処遇改善を通じて人材確保を図ることが制度の目的とされています。

Q3 なぜ歯科技工所が算定主体ではないのですか。

A 診療報酬制度は、保険医療機関が算定主体となる制度であるためです。そのため歯科技工所ベースアップ支援料は保険医療機関が算定し、歯科技工所への委託費として支払う仕組みとなっています。

Q4 自由診療の歯科補綴物製作時にも対象となりますか。

A 診療報酬制度(保険診療)上の歯科技工所ベースアップ支援料ですので対象とはなりません。

II 制度の仕組み

Q5 歯科技工所はこの支援料を直接請求できますか。

A できません。歯科技工所が直接算定する制度ではありません。保険医療機関が算定し、その全額を歯科技工所への委託費として支払う仕組みです。

Q6 保険医療機関が支援料を算定するには何が必要ですか。

A 地方厚生局への施設基準届出が必要です。また、保険医療機関と歯科技工所が連携して届出内容を確認することが求められます。なお、保険医療機関に複数の歯科技工所が関与している場合は、すべての歯科技工所が対象となるため、関係する歯科技工所間で情報共有を行い、連携して手続きを進めることが望まれます。

Q7 施設基準届出書には保険医療機関から委託される歯科技工所すべてを記さなければなりませんか。

A 施設基準届出書にはすべての歯科技工所を記さなくても届出はできます。なお、毎年8月には保険医療機関は実績報告書を提出する必要がありますが、その際には算定したすべての歯科技工所名と算定回数を記す必要があります。

Q8 保険医療機関は8月に実績報告書を提出しますが、今年(令和8年)の8月から報告する必要があるのですか。

A 実績報告書の提出は来年(令和9年)の8月から必要となります。

III 支払いの考え方

Q9 歯科技工所は保険医療機関に支払いを求めることができますか。

A 保険医療機関との協力のもと施設基準届出が行われた保険医療機関には請求できますが、施設基準を届出されていない保険医療機関には請求ができません。制度趣旨および施設基準の内容について説明し、理解と協力を求めることが重要です。なお、施設基準未届出の保険医療機関に「歯科技工所ベースアップ支援料」を一方的に請求するような行為は制度の趣旨に沿った運用とは言えません。

Q10 保険医療機関内で製作された場合は算定できますか。

A できません。歯科技工所への委託を前提とした制度であるため、保険医療機関に所属する歯科技工士が製作した場合は算定対象となりません。なお、保険医療機関に従事する歯科技工士、歯科衛生士への対応としてベースアップ評価料という制度が別に設けられています。

V 会員から多い質問

Q11 保険医療機関が支援料を算定しているか確認できますか。

A 「医療機関届出情報(地方厚生局)データベース」にアクセスいただき、検索機能を活用して確認できます。

Q12 消費税の取り扱いはどのようにすればよいですか

A 歯科技工所は課税業者となりますが、消費税を含めた取扱いの例として、税抜 136 円、税込 150 円として整理する方法が考えられます。

部位等	項目	単価	個数	小計
レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	4	32,880
	ベースアップ支援料相当額	136	4	544
	合計(税別)			33,424
レジン前装金属冠	レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料相当額含む)	8,356	4	33,424
	合計			33,424

Q13 実際の請求方法を教えてください

A 請求方法の例としては、右表のように
A:「別建て請求」と
B:「歯科技工料金への内包」が考えられます。

ただし、「内包」の場合、同一の補綴物でも料金体系が複雑になり、請求時のトラブルにつながる可能性があります。

① レジン前装金属冠	A	レジン前装金属冠	8,220	2	16,440
		レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
		ベースアップ支援料相当額	136	1	136
		合計(税別)			33,096
② レジン前装金属冠	B	レジン前装金属冠	8,220	1	8,220
		レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料相当額含む)	8,356	1	8,356
		レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
		合計(税別)			33,096

このため、厚生労働省保険局は A「別建て請求」を推奨しています。

Q14 施設基準届出書の「歯科技工所における賃金引き上げの方法」欄にはどのように書けばよいですか

A 歯科技工所の規模に応じて下記例示を参考にしてください。なお、この欄は、保険医療機関が施設基準届出を行う際に記載する項目です。歯科技工所における賃金引き上げの取組内容について、保険医療機関へお伝えいただき、その内容をもとに記載していただきます。

・従業員を雇用する歯科技工所

- ① 当歯科技工所においては、歯科技工士等の処遇改善を目的として、基本給の引き上げ及び各種手当の見直しにより賃金の引き上げを行う。
- ② 当歯科技工所においては、経営状況を踏まえつつ、基本給の見直し又は手当の増額により賃金の引き上げを行う。

・個人の歯科技工所

- ③ 当歯科技工所においては、本支援料に係る収入を、業務内容及び従事状況に応じて、基本給の引き上げ(見直し)に充当すること等、適切に配分し処遇改善を図る。

Q15 保険医療機関が例えば 6 月 1 日までに施設基準届出を行った場合、歯科技工所ベースアップ支援料は 5 月時点で受託した歯科補綴物製作も対象となりますか。

- A 6月1日納品分より請求を開始する運用が望ましいと考えます。仮に患者予約日が6月で、補綴物等は5月中に納品されている場合、急遽患者が来院し、5月中に装着される可能性があるためです。そのため、実際の納品日を基準として取り扱う方が、運用上もわかりやすく適切であると考えます。
- なお、5月中に納品した補綴物が6月に入ってセットされた場合も保険請求の対象になります。(多くのお問い合わせをいただいております、厚生労働省保険局に5月26日照会した回答です。)

Q16 具体的な算定の回数の考え方を教えてください。

- A 想定される歯科補綴物等における「歯科技工所ベースアップ支援料」の算定回数は下の表のようになります。

歯科技工所ベースアップ支援料 算定例(参考)

★ 請求対象歯科医療機関:「歯科技工所ベースアップ支援料」施設基準を厚生局に提出した歯科医療機関

上記施設基準を提出していない歯科医療機関には請求できません

個別の診療行為の適否や算定の可否について最終判断を示すものではありません。(不明の場合は保険医療機関との連携を確保すること)

分類		補綴物の種類	部位 例	算定数	備考	
歯冠修復	単冠・連結	インレー	5	1	CAD/CAM冠 CAD/CAMインレー	
		全部金属冠	6	1		
		硬質レジン前装金属冠(前歯)	1	1		
		インレー	45	2		
		全部金属冠	456	3		
		硬質レジン前装冠	123	3		
欠損補綴	ブリッジ	インレーBr	④⑤⑥	1	高強度硬質レジンBr チタンBr CAD/CAMBr	
		全部金属冠・硬質レジン前装Br	⑤⑥⑦	1		
		硬質レジン前装Br	①②③④	1		
歯冠修復 欠損補綴混合	単冠・Br混合	硬質レジン前装冠・Br	1 ①②③④	2	高強度硬質レジン・ チタン・CAD/CAM	
	連結・混合	硬質レジン前装冠・Br	21 ①②③④	3		
欠損補綴	義歯	総義歯	7~1 1~7	1	1顎2床の場合 大連結子等で両側が 繋がっている場合	
		局部床義歯	654 56	2		
			76 67	1		
	維持装置 (修理)	維持装置・大連結子 単体	修理用		注1	
	義歯修理	破折・増歯・増床等		1		
	有床義歯 内面的合法	総義歯		1		
		局部床義歯		1		
3次元プリント有床 義歯	算定に装着 料含む	総義歯	7~1 1~7	1		
口腔内装置		睡眠時無呼吸症候群に対す る口腔内装置		1	上下での製作となるが 装着点数は1算定	
		口腔内装置1、2、3		1		
暫間補綴装置	算定に装着 料含む	クラウン	12345	5	歯冠修復	
		リテーナー	①②③④	1	欠損補綴	
支台築造	金属・ファイバー	算定に装着 料含む	間接法	123	3	*支台築造・テンポラ リークラウンは同日装 着でなければそれぞ れで 算定できる
算定できないもの		個人トレー・咬合床・試適・維持装置、大連結子のみ(注1)・維持管理中の補綴物・再製				

M005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する。
また、装着の費用が含まれるM002に掲げる支台築造、M003-2に掲げる暫間歯冠補綴装置、M018-2に掲げる3次元プリント有床義歯、M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴、N019に掲げる保定装置(7に限る。)又はN025に掲げるトルキングアーチについては、各区分の算定日に本区分を算定する。
注1 咬合面の再形成や床縁修正も行なった上で装着を算定する場合(歯科医療機関に確認)

Q17 実績報告書の提出方法について教えてください。

A 従来のベースアップ評価料と混同されることがありますが、本制度では複雑な集計は不要です。実績報告書には保険医療機関が歯科技工所ベースアップ支援料の算定に関わったすべての歯科技工所名と算定回数を記す必要があります。算定回数については、各歯科技工所が可能な範囲で把握・記録し(下図*)、毎年8月の実績報告書作成時に保険医療機関へ提供することをお勧めします。

別添1	
(歯科技工所ベースアップ支援料) 実績報告書 (令和 年度分)	
保険医療機関コード	<input type="text"/>
保険医療機関名	<input type="text"/>
I. 提出書類の種類	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	
I. 資金改善支援実施期間及びベースアップ支援料算定期間	
(1) 資金改善支援実施期間	<input type="text" value="令和 年 月 日"/> ~ <input type="text" value="令和 年 月 日"/> <input type="text" value="1"/> ヶ月
(2) ベースアップ支援料算定期間	<input type="text" value="令和 年 月 日"/> ~ <input type="text" value="令和 年 月 日"/> <input type="text" value="1"/> ヶ月
II ベースアップ支援料の算定回数	
ベースアップ支援料の算定回数	0 回
ベースアップ支援料の算定額	0 円
III 製作委託等を行った歯科技工所の名称と算定回数	
歯科技工所名	算定回数
<input type="text"/>	<input type="text"/> 回
<input type="text"/>	<input type="text"/> 回
<input type="text"/>	<input type="text"/> 回
<input type="text"/>	<input type="text"/> 回
本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 年 月 日	開設者名: <input type="text"/>
【記載上の注意】*	
1 「III」において、歯科技工所ごとの算定回数については、可能な範囲で記載すること	

Q18 歯科技工所間連携を図っている場合、連携先の歯科技工所もベースアップ支援料の対象となりますか。

A 歯科技工所ベースアップ支援料は保険医療機関と直接委託を受けた歯科技工所における制度設計のため、連携先の歯科技工所は対象となりません。